

役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取鳥取クリエイティブプラットフォーム（以下「当法人」という。）の役員の報酬並びに費用について必要な事項を定める。

（報酬）

第2条 役員は無報酬とする。

（費用）

第3条 役員がその職務の遂行に当たって負担した諸経費については、その実費を支払うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、役員の出張等に係る旅費については、別途定める旅費規程により支払うことができる。

（適用除外）

第4条 役員が当法人の事業の直接的な業務を行った場合は、第2条の規定にかかわらず、当該業務に対する対価としての謝金等を支給することができる。
2 別に定める「事務局規程」上の職員を兼務する役員については、第2条の規定にかかわらず、当該職員としての職務に対し、別に定める「職員の給与等に関する規程」に基づく給与等を支給することができる。

（改正）

第5条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て代表理事が行い、総会において報告する。

付 則

この規程は令和6年11月8日から施行する。